○農林水産省・経済産業省・環境省告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、同条第一項の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実
環境大臣　石原　宏高

一　名称　日本酪農協同株式会社
二　住所　大阪府和泉市小田町一丁目八番一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	一五八グラム	はっ酵乳・乳酸菌飲料用	令和三年三月農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号図第二のとおり
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	二〇五グラム	牛乳・加工乳・乳清飲料用	令和三年三月農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号図第三のとおり
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四〇〇グラム	牛乳・乳飲料用	令和三年三月農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号図第一のとおり

一　名称　協同乳業株式会社
二　住所　東京都中央区日本橋小網町十七番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一七一グラム	牛乳・加工乳・乳飲料用	令和六年十月農林水産省・経済産業省・環境省告示第三号図第四のとおり

一　名称　森乳業株式会社
二　住所　埼玉県行田市富士見町一丁目三番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四〇七グラム	牛乳・乳飲料用	平成九年八月厚生農林水産省・通商産業省告示第二号図第二十一のとおり
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	一三〇グラム	牛乳・乳飲料・乳酸菌飲料用	平成二十一年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号図五のとおり
プラスチック	白色	一	二・五グラム	牛乳・乳飲料・乳酸菌飲料の瓶キャップ用	平成二十一年五月農林水産省・経済産業省・環境省告示第二号図六のとおり
ガラス	無色	一二五ミリリットル	一八一グラム	乳酸菌飲料用	平成二十四年四月農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号図第五のとおり

一　名称　森永乳業株式会社
二　住所　東京都港区東新橋一丁目五番二号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類